令和 7年 3月２１日
茨城県立小瀬高等学校

保護者　様

令和７年度「ラーケーション　～体験活動推進日～」について

１　「ラーケーション（体験活動推進日）」とは

生徒が、校外（家庭や地域）における体験活動を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保する目的で設定する日である。

ただし、体験活動については、必ずしも保護者等の同行を求めるものではない。

２　内容

年５日以内に限り、保護者等の申請によって、生徒が登校しなくても欠席とならない日を設ける。

３　申請方法

本校所定の申請用紙を、本校ホームページからダウンロードするか、担任から受け取るかした上で、保護者の署名を付して、原則１週間前までに担任に申請する。

４　実施時期

令和７年４月から令和８年３月まで実施。また、本校では「体験活動推進日を設定することができない日・期間」を次のように定める。

・前期後期の始業式、終業式（全学年）
・定期考査と定期考査前１週間（全学年）
・クラスマッチ、体育祭、文化祭と文化祭準備日、ふれあいキャンパス（全学年）
・入学式及び入学式から２週間（１学年）
・卒業式（３学年）

なお、天候等により、上の日程が移動した場合は、「体験活動推進日を設定することができない日・期間」とはしない。

５　その他

（１）取得前
・生徒及び保護者は、茨城県が作成する「パンフレット」「リーフレット」「体験活動推進日カード」を活用し、体験活動について計画する。その際、活動のリスクに応じた備え（保険加入等）をしておくこと。

（２）取得
・学校は、指導要録及び調査書等における取扱いについては、「出席停止・忌引等」とする。

（３）取得後
・学校は、学びの保障について、生徒一人一人の学習状況に応じて、欠席や出席停止・忌引等で登校しなかった場合と同様に対応する。
・生徒は、体験したことについて、保護者や友人と話し合うなど、活動の振り返りを行う。